

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年4月21日(2016.4.21)

【公表番号】特表2015-510760(P2015-510760A)

【公表日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2014-561103(P2014-561103)

【国際特許分類】

A 2 3 L	33/10	(2016.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 K	31/232	(2006.01)
A 6 1 P	15/08	(2006.01)
A 6 1 K	35/60	(2006.01)
A 6 1 P	15/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/59	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 2 3 L	33/15	(2016.01)

【F I】

A 2 3 L	1/30	A
A 6 1 K	31/202	
A 6 1 K	31/232	
A 6 1 P	15/08	
A 6 1 K	35/60	
A 6 1 P	15/06	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 K	31/59	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/02	
A 2 3 L	1/30	B
A 2 3 L	1/30	Z
A 2 3 L	1/302	

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月1日(2016.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ヒト女性が妊娠する可能性を向上させるか、改善するか、または増大させるための、脂肪酸の栄養サプリメント、食事サプリメント、または食物サプリメントであって、エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態の、該サプリメント中の総脂肪酸に対して少なくとも30重量%のドコサヘキサエン酸(DHA)を含む、サプリメント。

【請求項 2】

エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態のエイコサベントエイコサエン酸(EPA)をさらに含む、請求項1に記載のサプリメント。

【請求項 3】

エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態のアラキドン酸をさらに含む、請求項1または2に記載のサプリメント。

【請求項 4】

前記DHAが、トリグリセリドの形態である、請求項1~3のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 5】

ビタミンDをさらに含む、請求項1~4のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 6】

前記ビタミンDが、約400~約4000国際単位(IU)、約1000~約4000IU、または約2000~約4000IUの量で存在する、請求項5に記載のサプリメント。

【請求項 7】

ビタミンD以外の少なくとも1種類のビタミンをさらに含む、請求項5に記載のサプリメント。

【請求項 8】

DHA:EPAの重量比が、約500:1、100:1、50:1、20:1、15:1、10:1、9:1、8:1、7:1、6:1、5:1、4:1、3:1、2:1から1:1までである、請求項2に記載のサプリメント。

【請求項 9】

-3脂肪酸: -6脂肪酸の重量比が、約10:1であるかまたはそれを上回る、請求項3に記載のサプリメント。

【請求項 10】

前記 -3脂肪酸: -6脂肪酸の重量比が、約20:1、21:1、22:1、23:1、24:1、25:1であるかまたはそれを上回る、請求項9に記載のサプリメント。

【請求項 11】

DHAが、EPAより多い量で存在する、請求項2に記載のサプリメント。

【請求項 12】

DHAが、約500mg~約750mgの量で存在し、かつ、EPAが、約80mg~約250mgの量で存在する、請求項11に記載のサプリメント。

【請求項 13】

DHA:EPAが、約70:10、500:200、および600~750:150~250より選択される重量比で存在する、請求項12に記載のサプリメント。

【請求項 14】

約650mg~約750mgのDHAおよび約80mg~約130mgのEPAを含む、請求項2に記載のサプリメント。

【請求項 15】

約750mg~約900mgの総 -3脂肪酸を含む、請求項1~14のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 16】

少なくとも1種類の抗酸化物質をさらに含む、請求項1~15のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 17】

前記少なくとも1種類の抗酸化物質が、-トコフェロール(ビタミンE)、EDTAカルシウム二ナトリウム、酢酸トコフェロール、ブチルヒドロキシトルエン(BHT)、ブチルヒドロキシアニソール(BHA)、アスコルビン酸ならびにその薬学的に許容される塩およびエステル、没食子酸プロピル、クエン酸およびその薬学的に許容される塩、リンゴ酸およびその薬学的に許容される塩、ならびに、それらの亜硫酸塩および混合物より選択される、請求項16に記載のサプリメント。

【請求項 18】

前記少なくとも1種類の抗酸化物質がBHAを含む、請求項17に記載のサプリメント。

【請求項 19】

総-3脂肪酸が、前記サプリメント中の総脂肪酸に対して少なくとも70重量%、少なくとも75重量%、少なくとも80重量%、または少なくとも90重量%である、請求項1~18のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 20】

DHAおよびEPAが、前記サプリメント中の総脂肪酸に対して約35重量%~約90重量%、該サプリメント中の総脂肪酸に対して約40重量%~約85重量%、該サプリメント中の総脂肪酸に対して約40重量%~約80重量%、および、該サプリメント中の総脂肪酸に対して約50重量%~約80重量%より選択される量で存在する、請求項2に記載のサプリメント。

【請求項 21】

エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態の、DHA以外の少なくとも1種類の他の脂肪酸を含む、請求項1~20のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 22】

エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態のエイコサペンタエン酸(EPA)をさらに含み、かつ、エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態のアラキドン酸をさらに含み、DHAが、EPAより多い量で存在し、-3脂肪酸: -6脂肪酸の重量比が、10:1であるかまたはそれを上回る、請求項2に記載の方法。

【請求項 23】

前記サプリメント中の総脂肪酸の一日量が1~8グラムである、請求項1~22のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 24】

DHAが、前記サプリメント中の総脂肪酸に対して少なくとも90重量%の量で存在する、請求項1~23のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 25】

それを必要とするヒトにおいて卵母細胞および/または卵子の質を維持または改善することを特徴とする、請求項1~24のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項 26】

前記卵母細胞および/または前記卵子における紡錘体完全性およびミトコンドリア動態の少なくとも1つにおける異常の可能性を低下させることによって、該卵母細胞および/または該卵子の質が維持または改善されることを特徴とする、請求項25に記載のサプリメント。

【請求項 27】

前記卵母細胞および/または前記卵子における少なくとも1つの染色体異常の可能性を低下させることによって、該卵母細胞および/または該卵子の質が維持または改善されることを特徴とする、請求項25に記載のサプリメント。

【請求項 28】

前記少なくとも1つの染色体異常が、22q11.2欠失症候群、アンジェルマン症候群、カナバン病、セリアック病、シャルコー・マリー・トゥース病、色覚異常、ネコ鳴き、囊胞性線維症、ダウン症候群、デュシェンヌ型筋ジストロフィー、ヘモクロマトーシス、血友病

、クラインフェルター症候群、神経線維腫症、フェニルケトン尿症、多発性嚢胞腎疾患、プラダー・ウィリー症候群、鎌状赤血球症、ティ・サックス病、およびターナー症候群より選択される、請求項27に記載のサプリメント。

【請求項29】

経腸投与または非経口投与用に製剤化されている、請求項25～27のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項30】

前記サプリメントが経腸投与用に製剤化されており、かつ、該経腸投与が、経口投与、胃投与、および直腸投与より選択される、請求項29に記載のサプリメント。

【請求項31】

前記ヒトが不妊治療を受けている、請求項25～30のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項32】

それを必要とするヒト女性または雌性動物において妊娠能および/または生殖機能を向上させかつ/または延長することを特徴とする、請求項1～24のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項33】

それを必要とするヒト女性または雌性動物における閉経期の開始を遅延させることを特徴とする、請求項1～24に記載のサプリメント。

【請求項34】

先天異常の可能性を低下させるための、ヒト女性に投与されることを特徴とする、脂肪酸の栄養サプリメント、食事サプリメント、または食物サプリメントであって、エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態の、該サプリメント中の総脂肪酸に対して少なくとも30重量%のドコサヘキサエン酸(DHA)を含む、サプリメント。

【請求項35】

胎児死亡率または乳児死亡率の可能性を低下させるための、ヒト女性に投与されることを特徴とする、脂肪酸の栄養サプリメント、食事サプリメント、または食物サプリメントであって、エチルエステル、遊離脂肪酸、およびトリグリセリドより選択される形態の、該サプリメント中の総脂肪酸に対して少なくとも30重量%のドコサヘキサエン酸(DHA)を含む、サプリメント。

【請求項36】

1:1またはそれ未満の -3脂肪酸: -6脂肪酸の血清中濃度比を有している対象に投与されるように用いられることを特徴とする、請求項1～24のいずれか一項に記載のサプリメント。

【請求項37】

前記サプリメントの投与後に、1:1またはそれ未満の -3脂肪酸: -6脂肪酸の血清中濃度比を前記対象が有していると判定された場合に、 -3脂肪酸を含む、前記サプリメントの追加用量が投与されるように用いられることを特徴とする、請求項36に記載のサプリメント。

【請求項38】

前記サプリメントの投与後に1:1を上回る -3脂肪酸: -6脂肪酸の血清中濃度比を前記対象が有していると判定されるまで、1回または複数回の、 -3脂肪酸を含む、前記サプリメントの追加用量が投与されるように用いられることを特徴とする、請求項37に記載のサプリメント。